

第20回田原市民まつり出展事業企画提案募集要領

1 目的

本要領は、「市民相互の融和と市民意識の高揚を図り、もって田原市の地域づくりに寄与する」ことを目的とする田原市民まつりに、「市民がつくる市民のためのまつり」として市民が主体となって参加するための企画提案募集について定める。

2 田原市民まつりの構成

田原市民まつりは、本要領に基づき募集を行う企画提案事業、田原市商工会が開催する「商工会まつり」により構成する。

3 企画提案事業の内容

企画提案事業の内容は、田原市民まつりの目的に合致し、田原市民を対象に行う催事、啓発事業、活動発表等の企画提案とする。今年はキッチンカーによる出店の提案も可とする。

4 採択された事業に対する支援

採択された企画提案事業に対し、田原市民まつりの一環として会場手配、資材の調達・設置（テント、机・椅子、音響・照明機材等）、市民まつりのイベント告知にかかる費用は、田原市民まつり推進協議会で負担する。ただしキッチンカーについては、場所のみの提供とする。なお、上記に係るもの以外の費用（保健所への申請手数料など）並びに必要資機材の設置作業は、原則出展者側の負担とする。（火気器具を使用する団体は、必ず消火器を用意すること。）

5 第20回田原市民まつり開催概要

日時 令和4年10月23日（日）

※イベントの開催時間は提案内容により変更となる場合あり。

会場 田原文化会館周辺（予定）

6 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の対応について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、提案事業を中止又は時間短縮する場合あり。

参加団体はアルコール消毒液を設置し、適宜手や机などの消毒をすること。

新型コロナウイルス感染症対策をした企画提案であること。

会話等する場合は、マスクまたはフェイスシールド等を使用し、飛沫拡散防止に努めること。

テントで出店する団体は、テント内で作業する人数を5人以下にすること。

大きな声を出して客寄せ等をしないこと。

飲食物の提供はお持ち帰りをしていただくテイクアウトとする。会場内で飲食する場合は、飲食スペースに案内すること。

出店数を例年より少なくするため、すべての企画提案が採択されるわけではありません。

7 雨天時・荒天時の対応について

雨天時・荒天時には、提案事業を中止又は時間短縮する場合あり。

8 企画提案事業募集期間

令和4年7月1日（金）～22日（金）

9 応募資格

田原市在住又は在勤者を含む団体。

ただし、田原市民まつり実行委員会が認めた場合はこの限りではない。

※団体とは、会議や活動に支障なく参加できる3名以上のグループ組織体であること。

10 応募方法

別添の「田原市民まつり事業企画提案書」に必要事項を記入の上、直接またはFAX、Eメール、郵送にて田原市商工観光課へ提出。(郵送の場合は締切日必着)

※Eメールの場合は、必ず件名を「市民まつり事業企画提案」と記入のこと。

○商工観光課(〒441-3492 住所不要) FAX: 22-3817 Eメール: syoko@city.tahara.aichi.jp

11 審査方法

田原市民まつりの目的への適合性、会場及び全体スケジュール等を踏まえ、田原市民まつり実行委員会において採択の可否を審査する。審査終了後、速やかに事務局から出展者に対し郵送にて審査結果の連絡を行う。

12 事業採択後の調整

事業採択された出展者は、出展者説明会において出展内容の確認・調整を行う。

